



余寒なお去りがたきおりから、ますますご発展の事お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

## 重要情報

### 1. 投資・ヘア減税について

H26.1.20から生産性向上設備投資促進税制と所得拡大促進税制がスタートしています。制度の適用は4.1を含む事業年度からですが、1.20~3.31までに終了する年度で要件を満たせば、来期で上乗せ控除が受けられます。

### 2. 印紙税について

消費税の増税に合わせて4.1から印紙税が緩和され、非課税限度が3万円未満から5万円未満に上げられます。3.31以前の取引でも、4.1以後に再発行等したことが明記されていれば、5万円基準が適用されます。

### 3. 医療費控除

保険や高額医療が給付されたもの、病院の駐車場やガソリン、予防接種・新生児診断・人間ドック、診断書代などは対象外です。ただし自費か社保かは問いませんので、差し歯等もダイヤなど高価なもの以外は認められます。

## 3月のイベント

- ・確定申告期限3/17(月)
- ・振替納税4/22(火)所得税
- ・振替納税4/24(木)消費税



## 税金マメ知識

上場株式の売買や配当のうち、証券会社で源泉済みのものは確定申告をする必要がありません。しかし、申告すれば源泉徴収された税金の還付が受けられる場合もあります。申告しなかった場合の合計所得はこれを除いて計算されますが、申告をした場合はこれを合計所得に含めます。「合計所得」は自分の税金計算以外にも影響をする指標です。主婦など夫の扶養に入っている人は扶養から外れて夫が追徴課税を受ける可能性があります。年金生活者で他に収入がなかった人は、住民税の課税世帯になり介護保険・後期高齢者医療保険や特養などの福祉サービスの利用料などに影響を及ぼす可能性もあります。

## 元バックパッカー赤羽の旅嘸(ハナ)



【ボリビア：ウユニ地方】標高4,500mを超えた頃です。岩肌は風に削られ砂となり、不毛の大地に奇岩がたたずんでいました。サボテンすら生きられない世界です。気はまるでありませんが、わだつ湖岸の白、水面の赤や緑、空の青、金色の太陽、実にカラフルで活気に満ち溢れています。死の世界という表現もマッチするでしょうが、人や動植物としての視点を変えて見ればこうまで生き生きとした世界はないとさえ感じました。

## ☆事務所からの連絡☆

## 晩酌のじかん

確定申告期がやってきて、事務所も連日火事のように。忙しい時ほど寝る前に一杯飲みながらギターを弾く時間を作っています。この時期はあがいても仕方がないです。だから仕事を減らすのではなく慣れようと思えます。年一回のお客さんの近況を知れる機会でもありますね。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県  
横浜市神奈川区片倉5-14-15  
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340  
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp